

厚木市認定こども園一般型及び余裕活用型一時預かり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、市内に設置された認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第1項の規定による確認を受けた認定こども園をいう。以下同じ。）において、一時的に家庭での保育が困難となった児童を預かり、必要な保護を行う事業（以下「一時預かり事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において厚木市認定こども園一般型及び余裕活用型一時預かり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる一時預かり事業は、別表第1に定めるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一時預かり事業の実施に要する人件費及び保育に係る経費の実支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象経費の額
- (2) 別表第2に定める補助基準額

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする認定こども園の設置者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 一時預かり事業に係る保育従事者（乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者をいう。以下同じ。）が分かる書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付対象となる事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に年間の補助金額の算出の内訳が分かる書類その他参考となる資料を添えて、市長に申請しなければならない。

(変更の届出)

第8条 交付決定者は、認定こども園の所在地若しくは名称又は設置者の住所若しくは氏名に変更があったときは、その旨を文書により速やかに市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助の対象事業が完了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該事業の完了の日から10日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 一時預かり事業に係る保育従事者及び対象児童が分かる書類

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(立入検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、指導し、又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

(書類の整備等)

第12条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

類型	対象児童	実施基準等
一般型	(1) 未就学の者(余裕活用型にあつては、市外在住者を除く。)で、一時的に家庭での保育を受けることができないもの (2) 認定こども園、幼稚園、保育所その他の法第 31 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定による確認を受けた施設に在籍していない者	一時預かり事業の実施について(令和 6 年 3 月 30 日付け 5 文科初第 2592 号、こ成保第 191 号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知)の別紙一時預かり事業実施要綱(以下「国実施要綱」という。) 4 (1) 一般型に定めるところによること。
余裕活用型		国実施要綱 4 (4) 余裕活用型に定めるところによること。

別表第 2（第 4 条関係）

類型	補助基準額																																														
一般型	(1) 基本分（1 園当たり年額） ア 保育従事者が全て保育士又は保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者（1 日当たりの平均利用児童数がおおむね 3 人以下の認定こども園に限る。）の場合 <table> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th><th>補助基準額</th></tr> <tr><td>50 人未満</td><td>1, 473, 000 円</td></tr> <tr><td>50 人以上 100 人未満</td><td>1, 973, 000 円</td></tr> <tr><td>100 人以上 200 人未満</td><td>2, 444, 000 円</td></tr> <tr><td>200 人以上 300 人未満</td><td>2, 945, 000 円</td></tr> <tr><td>300 人以上 900 人未満</td><td>3, 240, 000 円</td></tr> <tr><td>900 人以上 1, 500 人未満</td><td>3, 470, 000 円</td></tr> <tr><td>1, 500 人以上 2, 100 人未満</td><td>5, 012, 000 円</td></tr> <tr><td>2, 100 人以上 2, 700 人未満</td><td>6, 554, 000 円</td></tr> <tr><td>2, 700 人以上 3, 300 人未満</td><td>8, 096, 000 円</td></tr> <tr><td>3, 300 人以上 3, 900 人未満</td><td>9, 638, 000 円</td></tr> <tr><td>3, 900 人以上 4, 500 人未満</td><td>11, 180, 000 円</td></tr> <tr><td>4, 500 人以上 5, 100 人未満</td><td>12, 722, 000 円</td></tr> <tr><td>5, 100 人以上 5, 700 人未満</td><td>14, 264, 000 円</td></tr> <tr><td>5, 700 人以上 6, 300 人未満</td><td>15, 806, 000 円</td></tr> <tr><td>6, 300 人以上 6, 900 人未満</td><td>17, 348, 000 円</td></tr> <tr><td>6, 900 人以上 7, 500 人未満</td><td>18, 890, 000 円</td></tr> <tr><td>7, 500 人以上 8, 100 人未満</td><td>20, 432, 000 円</td></tr> <tr><td>8, 100 人以上 8, 700 人未満</td><td>21, 974, 000 円</td></tr> <tr><td>8, 700 人以上 9, 300 人未満</td><td>23, 516, 000 円</td></tr> <tr><td>9, 300 人以上 9, 900 人未満</td><td>25, 058, 000 円</td></tr> <tr><td>9, 900 人以上 10, 500 人未満</td><td>26, 600, 000 円</td></tr> <tr><td>10, 500 人以上 11, 100 人未満</td><td>28, 142, 000 円</td></tr> </table>	年間延べ利用児童数	補助基準額	50 人未満	1, 473, 000 円	50 人以上 100 人未満	1, 973, 000 円	100 人以上 200 人未満	2, 444, 000 円	200 人以上 300 人未満	2, 945, 000 円	300 人以上 900 人未満	3, 240, 000 円	900 人以上 1, 500 人未満	3, 470, 000 円	1, 500 人以上 2, 100 人未満	5, 012, 000 円	2, 100 人以上 2, 700 人未満	6, 554, 000 円	2, 700 人以上 3, 300 人未満	8, 096, 000 円	3, 300 人以上 3, 900 人未満	9, 638, 000 円	3, 900 人以上 4, 500 人未満	11, 180, 000 円	4, 500 人以上 5, 100 人未満	12, 722, 000 円	5, 100 人以上 5, 700 人未満	14, 264, 000 円	5, 700 人以上 6, 300 人未満	15, 806, 000 円	6, 300 人以上 6, 900 人未満	17, 348, 000 円	6, 900 人以上 7, 500 人未満	18, 890, 000 円	7, 500 人以上 8, 100 人未満	20, 432, 000 円	8, 100 人以上 8, 700 人未満	21, 974, 000 円	8, 700 人以上 9, 300 人未満	23, 516, 000 円	9, 300 人以上 9, 900 人未満	25, 058, 000 円	9, 900 人以上 10, 500 人未満	26, 600, 000 円	10, 500 人以上 11, 100 人未満	28, 142, 000 円
年間延べ利用児童数	補助基準額																																														
50 人未満	1, 473, 000 円																																														
50 人以上 100 人未満	1, 973, 000 円																																														
100 人以上 200 人未満	2, 444, 000 円																																														
200 人以上 300 人未満	2, 945, 000 円																																														
300 人以上 900 人未満	3, 240, 000 円																																														
900 人以上 1, 500 人未満	3, 470, 000 円																																														
1, 500 人以上 2, 100 人未満	5, 012, 000 円																																														
2, 100 人以上 2, 700 人未満	6, 554, 000 円																																														
2, 700 人以上 3, 300 人未満	8, 096, 000 円																																														
3, 300 人以上 3, 900 人未満	9, 638, 000 円																																														
3, 900 人以上 4, 500 人未満	11, 180, 000 円																																														
4, 500 人以上 5, 100 人未満	12, 722, 000 円																																														
5, 100 人以上 5, 700 人未満	14, 264, 000 円																																														
5, 700 人以上 6, 300 人未満	15, 806, 000 円																																														
6, 300 人以上 6, 900 人未満	17, 348, 000 円																																														
6, 900 人以上 7, 500 人未満	18, 890, 000 円																																														
7, 500 人以上 8, 100 人未満	20, 432, 000 円																																														
8, 100 人以上 8, 700 人未満	21, 974, 000 円																																														
8, 700 人以上 9, 300 人未満	23, 516, 000 円																																														
9, 300 人以上 9, 900 人未満	25, 058, 000 円																																														
9, 900 人以上 10, 500 人未満	26, 600, 000 円																																														
10, 500 人以上 11, 100 人未満	28, 142, 000 円																																														

	11,100人以上11,700人未満	29,684,000円	
	11,700人以上12,300人未満	31,226,000円	
	12,300人以上12,900人未満	32,768,000円	
	12,900人以上13,500人未満	34,310,000円	
	13,500人以上14,100人未満	35,852,000円	
	14,100人以上14,700人未満	37,394,000円	
	14,700人以上15,300人未満	38,936,000円	
	15,300人以上15,900人未満	40,478,000円	
	15,900人以上16,500人未満	42,020,000円	
	16,500人以上17,100人未満	43,562,000円	
	17,100人以上17,700人未満	45,104,000円	
	17,700人以上18,300人未満	46,646,000円	
	18,300人以上18,900人未満	48,188,000円	
	18,900人以上19,500人未満	49,730,000円	
	19,500人以上20,100人未満	51,272,000円	

※20,100人以上の場合は別途協議

イ ア以外の場合

年間延べ利用児童数	補助基準額
50人未満	1,473,000円
50人以上100人未満	1,973,000円
100人以上200人未満	2,444,000円
200人以上300人未満	2,945,000円
300人以上900人未満	3,114,000円
900人以上1,500人未満	3,335,000円
1,500人以上2,100人未満	4,817,000円
2,100人以上2,700人未満	6,299,000円
2,700人以上3,300人未満	7,781,000円
3,300人以上3,900人未満	9,263,000円
3,900人以上4,500人未満	10,745,000円
4,500人以上5,100人未満	12,227,000円
5,100人以上5,700人未満	13,709,000円
5,700人以上6,300人未満	15,191,000円
6,300人以上6,900人未満	16,673,000円
6,900人以上7,500人未満	18,155,000円
7,500人以上8,100人未満	19,637,000円
8,100人以上8,700人未満	21,119,000円
8,700人以上9,300人未満	22,601,000円
9,300人以上9,900人未満	24,083,000円
9,900人以上10,500人未満	25,565,000円
10,500人以上11,100人未満	27,047,000円
11,100人以上11,700人未満	28,529,000円
11,700人以上12,300人未満	30,011,000円

	12,300人以上12,900人未満	31,493,000円
	12,900人以上13,500人未満	32,975,000円
	13,500人以上14,100人未満	34,457,000円
	14,100人以上14,700人未満	35,939,000円
	14,700人以上15,300人未満	37,421,000円
	15,300人以上15,900人未満	38,903,000円
	15,900人以上16,500人未満	40,385,000円
	16,500人以上17,100人未満	41,867,000円
	17,100人以上17,700人未満	43,349,000円
	17,700人以上18,300人未満	44,831,000円
	18,300人以上18,900人未満	46,313,000円
	18,900人以上19,500人未満	47,795,000円
	19,500人以上20,100人未満	49,277,000円
	※20,100人以上の場合は別途協議	
	(2) 基幹型施設加算 1園当たり 年額1,330,000円	
	(3) 特別支援児童（障害児・多胎児）加算 児童1人当たり 日額3,900円	
余裕活用型	利用児童1人当たり日額 (1) 基本分 2,600円 (2) 特別支援児童（障害児・多胎児）加算 3,900円	

- 備考 1 基幹型施設加算は、日曜日、土曜日、国民の祝日等通常保育を実施しない日において開所し、及び1日9時間以上開所する認定こども園を対象とする。
- 2 特別支援児童（障害児・多胎児）加算は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
- (1) 市が認めた障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合で、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置するとき。
- (2) 多胎児を受け入れる施設において、当該多胎児を受け入れるために、国実施要綱4(1)③及び④を遵守した上で、定員を超えて受け入れる場合で、かつ、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置するとき。